

第五十三回国会 法務委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十一年十一月三十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 大久保武雄君
理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君
理事 田中伊三次君 理事 田村 良平君
理事 濱田 幸雄君 理事 井伊 誠一君
理事 坂本 泰良君 理事 横山 利秋君
理事 唐澤 俊樹君 理事 佐伯 宗義君
理事 四宮 久吉君 理事 瀬戸山三男君
理事 千葉 三郎君 理事 中垣 國男君
理事 馬場 元治君 理事 濱野 清吾君
理事 早川 崇君 理事 森下 元晴君
理事 神近 市子君 理事 山口シヅエ君
理事 山田 長司君 理事 西村 繁一君
理事 志賀 義雄君 理事 田中織之進君

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)

午後一時十九分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君
理事 田村 良平君 理事 濱田 幸雄君
理事 坂本 泰良君 理事 横山 利秋君
理事 唐澤 俊樹君 理事 佐伯 宗義君
理事 四宮 久吉君 理事 瀬戸山三男君
理事 千葉 三郎君 理事 中垣 國男君
理事 馬場 元治君 理事 濱野 清吾君
理事 早川 崇君 理事 森下 元晴君
理事 神近 市子君 理事 山口シヅエ君
理事 山田 長司君 理事 西村 繁一君
理事 志賀 義雄君 理事 田中織之進君

出席委員 大久保武雄君
理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君
理事 田村 良平君 理事 濱田 幸雄君
理事 坂本 泰良君 理事 横山 利秋君
理事 唐澤 俊樹君 理事 佐伯 宗義君
理事 四宮 久吉君 理事 瀬戸山三男君
理事 千葉 三郎君 理事 中垣 國男君
理事 馬場 元治君 理事 濱野 清吾君
理事 早川 崇君 理事 森下 元晴君
理事 神近 市子君 理事 山口シヅエ君
理事 山田 長司君 理事 西村 繁一君
理事 志賀 義雄君 理事 田中織之進君

校事

校事 羽山 忠弘君
校事 最高裁判所事務 岸 盛一君
校事 最高裁判所事務 岸 盛一君

校事 最高裁判所事務 岸 盛一君

判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君

判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君
判事 最高裁判所事務 寺田 治郎君

十二月三日
委員田中伊三次君及び早川崇君辞任につき、その補欠として前尾繁三郎君及び山手満男君が議長の指名で委員に選任された。
同月十七日
委員瀬戸山三男君及び森下元晴君辞任につき、その補欠として鈴木善幸君及び相川勝六君が議長の指名で委員に選任された。
同月十八日
委員相川勝六君及び鈴木善幸君辞任につき、その補欠として森下元晴君及び瀬戸山三男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日
委員佐伯宗義君、瀬戸山三男君、前尾繁三郎君、森下元晴君及び山手満男君辞任につき、その補欠として渡海元三郎君、塚田徹君、竹下登君、坂村吉正君及び鍛冶良作君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員鍛冶良作君、坂村吉正君、竹下登君、塚田徹君及び渡海元三郎君辞任につき、その補欠として山手満男君、森下元晴君、前尾繁三郎君、瀬戸山三男君及び佐伯宗義君が議長の指名で委員に選任された。

委員佐々木秀世君辞任につき、その補欠として濱野清吾君が議長の指名で委員に選任された。

十一月三十日
会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十九名提出、第五十一回国会衆法第一九号)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十一回国会閣法第三八号)
十二月十八日
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

同月十七日
境港市に入国管理事務所出張所設置に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四〇六号)
同月十八日
境港市に入国管理事務所出張所設置に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四〇六号)

十二月八日
外国人登録証の国籍欄書きかえに関する陳情書外三件(兵庫県議會議長森新之助外三名)(第二五号)
外国人登録事務委託費等全額国庫負担に関する陳情書(京都府知事嶋川虎三)(第二六号)
同月十三日
外国人登録証の国籍記載事項書きかえ等に関する陳情書(福岡県京都郡市町議會議長高城照雄)(第二四号)
諸法令の内容形式整備に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関の一の一関東弁護士会連合会理事長岩田春之助外四十九名)(第二二五号)
同月十七日
人権擁護委員及び保護司の活動費全額国庫負担に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斎藤)(第二八九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
閉会中審査に関する件
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
請願
境港市に入国管理事務所出張所設置に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四〇六号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。
日本社会党、民主社会党及び無所属の委員諸君に出席を求めましたところ、いまだに出席がありません。したがって、やむを得ず、ここに開会いたします。

まず、国政調査承認要求に関する件について、おはかりをいたします。
すなわち、裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため、今会期中において一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び檢察行政に関する事項
三、国内治安及び人権擁護に関する事項
以上の各事項につきまして、小委員会の設置、関係各方面よりの説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして国政調査を行なうこととし、規則の定むるところにより、議長の承認を求めることにいたします。これに御異議ございませんか。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○大久保委員長 次に、国会法第七十二条の規定による最高裁判所の長官またはその指定する代理者の出席説明に関する件についておはかりいたします。

今国会中におきまして、本委員会の審査または調査に關し、最高裁判所の長官またはその指定する代理者から出席説明の要求がありましたとき、その承認に關する決定につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○大久保委員長 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の兩案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十五条に定める報酬月額」を「判事及び一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事」に、「第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する」を「による指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同条第二項中「及び第十五条に定める報酬月額」を「若しくは二号の報酬を受ける判事」を削る。

第十五条中「二十二万円」を「二十三万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

判事	判事										区 分		報酬月額
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一号	十二号	
一 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
二 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
三 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
四 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
五 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
六 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
七 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
八 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
九 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
十 号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
十一号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
十二号	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円

簡易裁判所判事

二 号	一四五、〇〇〇円
三 号	一三三、〇〇〇円
四 号	一一一、〇〇〇円
五 号	一〇一、七〇〇円
六 号	九六、一〇〇円
七 号	八五、一〇〇円
八 号	七七、二〇〇円
九 号	七〇、五〇〇円
十 号	六三、九〇〇円
十一号	五九、三〇〇円
十二号	五四、六〇〇円
十三号	五一、六〇〇円
十四号	四五、八〇〇円
十五号	四三、一〇〇円
十六号	三九、三〇〇円
十七号	三七、一〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い最高裁判所の裁判官以外の裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

る法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一号又は二号の俸給を受ける検事」を「一号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事」に、「第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する」を「による指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同条第二項中「及び一号又は二号の俸給を受ける検事」を削る。

別表

別表を次のように改める。

検 事	検 事										区 分		俸 給 月 額
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一号	十二号	
一 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
二 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
三 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
四 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
五 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
六 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
七 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
八 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
九 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
十 号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
十一号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
十二号	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

副検事		十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号
		六三、九〇〇円	五九、三〇〇円	五四、六〇〇円	五一、六〇〇円	四五、八〇〇円	四三、一〇〇円	三九、三〇〇円	三七、一〇〇円	二二、一〇〇円	一〇、一七〇〇円	九六、一〇〇円	八五、一〇〇円	七七、二〇〇円	七〇、五〇〇円	六三、九〇〇円	五九、三〇〇円	五四、六〇〇円	五一、六〇〇円	四五、八〇〇円	四三、一〇〇円	三九、三〇〇円	三七、一〇〇円	三三、六〇〇円	三〇、七〇〇円

2 検察官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い検事総長以外の検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 まず政府より提案理由の説明を求めます。井原法務政務次官。

○井原法務政務次官 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要がある。今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。以下簡単に改正の要点を御説明いたします。

第一は、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与の改定に伴い、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増額しようとする点であります。

すなわち、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、右のうち、内閣総理大臣及び国務大臣についてはその俸給を据え置きにすることとし、その他の特別職の職員についてはこれを増額することといたしておりますので、これに準じて、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給の各月額を増加することとしております。

第二は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与の改定に伴い、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給を増額する等の改正を行なうとする点であります。

すなわち、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表に定める検事及び副検事の俸給については、おおむね、これらの各月額に対応する一般職の国家公務員についての各俸給月額の増加比率と同一比率により、その月額を増加することといたしております。

なお、今回一般職の国家公務員中指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける者については、これらの職員に対して支給される俸給以外の諸手当の制度を同表の甲欄に掲げる俸給月額を受ける職員についてと同一のものに改めた上、その俸給月額を改定することといたしておりますので、裁判官及び検察官につきましても、これに準じまして、三号から八号までの報酬を受ける判事、一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事、三号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事については、報酬または俸給以外の諸手当につき二号以上の報酬または俸給を受ける判事または検事についてと同様の取り扱いをすることとした上、その報酬及び俸給の各月額を増加することといたしております。

この両法律案に附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この給与の改定を昭和四十一年九月一日から適用すること等必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○大久保委員長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑の申し出がありますのでこれを許します。大竹太郎君。

○大竹委員長 それでは簡単に二、三の点をお尋ねいたしましたと思います。

第一に、いまの御説明にもありましたように、一般の国家公務員の給与の引き上げに伴って判検事の俸給を引き上げることでございますので、これはごもつともなことだと思っております。したがって、この引き上げ率も、一般の国家公務員の引き上げ率に見合う引き上げがなされるべきだと思っております。しかし、聞くところにより、判検事の引き上げ率がやや低いのではないかというふうにもいわれておるわけであります。その点についてまず御答弁を願いたいと思っております。

○羽山説明員 ただいまお尋ねの点でございますが、御指摘のように、一般の公務員の給与改善率が平均六・〇％となっておりますことは、人事院の勧告の要旨にも掲げてあるものでございまして、それを年額で申し上げますと、裁判官の場合は約五・一％、それから検察官の場合は約五・二％と相なっておりますのでございます。これはわかりやすく申し上げますと、このたびの給与改定は上にまいるほど改善の率が低くなるのでございまして、結局一般の公務員の場合は、下の改善の影響を受ける人数が多い、しかるに裁判官、検察官のほうはそれが相対的に少ない、そういうわけで一般職に準じた給与改定ではございしますが、多少パーセンテージが低くなっております、こういう次第でございます。

○大竹委員長 次に、この説明の中でもございしますが、一般公務員では甲表、乙表にいままで分かれておりましたものを、この乙表によりますものを甲表並みの給与に引き直すということが今回行な

われたわけでありまして、それに対応しまして判
検事におきまして、この説明の中にありますよ
うに三号から八号までの判検事並びに簡裁の判事
の一号から四号まで並びに副検事の一号の給与は
やはりこれに準じて改正されたということにな
るわけでありまして、まず第一に甲表、乙表の
区別をなくした理由、そしてまた乙表のものを甲
表に改正した具体的内容について簡単に御説明願
いたい。

○羽山説明員 実態的に非常に正確なことは、私
がお答え申し上げますよりも人事院の係官がより
正確なお答えを申し上げますのではないかと思
うのでございますが、便宜人事院から聞きました
ところを簡単に申し上げます。

甲表、乙表と申しますのは、甲と乙の違いは、
甲は事務次官、大学の総長というようなえらい
方々が適用を受ける俸給表でございまして、そ
れから乙表はいわば局長それに次ぐ方々が適用を受
ける表でございまして、従来の甲と乙のおもな違
いは、甲は期末手当、暫定手当という二つを俸給
以外の手当としておりますのに対して、乙
表につきましては期末手当、暫定手当のほかに勤
勉手当、それから扶養手当、それから通勤手当と
いうようなものを支給されることになっておった
のでございまして、それをこのたび乙表につきま
しても甲表と同じように勤勉手当、扶養手当、そ
れから通勤手当というものは支給しないという考
え方にいたしました、甲と乙との違いをなくして
いこうということになったようでございます。そ
こで具体的に数字を計算いたします場合に、従来
勤勉手当なり扶養手当なりをもらっておりまし
たものをそのまま支給しないということにいたしま
してアップ率を掛けまして何なりませんの
で、従来支給いたしておりましたものは本俸に組
み入れる、それから扶養手当につきましては、扶
養手当はこのように公務員の幹部クラスの方々
は、実際問題といたしましては別でございしまし
ょうが、標準的には奥さんぐらいがその扶養家族と
していらっしゃるのではなからうかというような

考え方のもとに、従来の一人分六百円を本俸に組
み入れまして、それを本俸といたしまして、それ
にアップ率を掛けていく、こういう考え方をいた
しまして計算をいたしましたわけでございます。そし
てこの乙表のところにつきましては、年額のアップ
率の平均が四・九％に相なっております、こういう
次第でございます。

○大竹委員 この扶養手当の問題であります、
いまのお話だと大体平均一人ということで組み入
れてあるというお話ですが、そうなりますと、家
族をたくさん持っている人はその面において損を
するといえますか、いままでよりも割りが悪いと
いうことになるかと思うのですが、その点はいか
がですか。

それからいま一つ、これは予算との関係であり
ますが、諸手当を本俸、基本給に組み入れるとい
うことからいたしますと、期末手当とか、それか
らまたやめるとき退職手当とか、そういうものは
どういふことになるのでありますか。その二点
を伺います。

○羽山説明員 まず第一の点でございますが、ま
さに家族の多い者につきましては、扶養手当に関
する限りは減るわけでございます。私も調べま
したところ、平均が二・五人でございまして、
一番多い方は七人ぐらいいでございまして、し
たがいまして、この七人の方でございますと月に二千円
以上の減額となるようでございます。しかしなが
ら本俸自体が改善されておりますことと、ただい
ま御指摘になりましたように、この本俸に組み入
れました結果、退職手当がかなり増額になるわけ
でございます、まあ事、扶養手当に関する限り
、減ることは認めざるを得ないのでございませ
んが、それで非常に損をするというほどの問題では
ないのではなからうかと考えておるわけござい
ます。

す。したがって、期末手当につきましては従
来どおり変化はございません。

○大竹委員 いまの扶養手当の問題であります
が、もちろん一番少ない一人を標準とされたのは
どういふことかわかりませんが、平均をす
れば二人何ぼだという計算まで出ているのですか
ら、少なくとも平均でやるべきではなかったか、
その点についてのお考えを伺います。

それから、いま期末手当の問題をお聞きしたの
は、普通民間での期末手当は、大体基本給を中心
として何カ月分という計算をするのであります。
したがって、今度は基本給がふえるというこ
とになりますと、期末手当は、少なくともその分
においていままでよりもふえてくるということに
なるのであります、その点はどうなっております
か。

○羽山説明員 あとのほうからお答えいたします
と、御指摘のとおりでございまして、現在期末手
当は本俸の年に三三〇％ということに相なってお
りますので、したがっていま本俸がふえまると、
それに三三〇％を掛けてまいるわけでございます
が、それだけ期末手当が増額になるわけございま
す。そのような事情がございまして、ただいま
申し上げましたように、なぜ平均のところをとら
ないかという御質問でございまして、これは人事院のほうで、一応局長クラスの方々の標
準的な扶養家族数とみなしたところが一人という
考え方になっておりまして、それにこの裁判官、
検察官のほうも合わせておるといふことになって
おりますので、事柄はなぜ人事院が標準を一人と
みなしたかということになるわけでございます
が、それは……

○大竹委員 勧告どおりということですか。
○羽山説明員 それは勧告どおりでございまし
て、おそらく人事院のほうで何か実質的な理由が
おありになるのではないかと思っております。
○大竹委員 最後に、もう一点だけ聞いておきま
す。

この一二ページの表でございまして、これをこ

の前の表からずつと見ていきますと、大体アップ
率が六％程度になっていましてありますが、この
中ほどにありますが判事補の八、簡裁の十三号です
か、これは八％、それから、一つ判事補の
十というのは一〇％、こう上がっているものであり
ますが、これだけ飛び抜けて上がっているのはどう
いうことなんでしょうか。

○羽山説明員 ここは一口に申し上げますと、一
般職のほうで三等級の一号、四等級の一号、五等
級の一号……いずれも各等級の初めのところでご
ざいまして、一号と申しますのは、その号を、一
般職の俸給表のほうにつきまして、人事院の勧告
で整理され、つまり、これを削られたわけござ
います。なぜ削ったかと申しますと、これは従来
昇格、すなわち六等級の人が五等級になる、ある
いは五等級の人が四等級になる、四等級の人が三
等級になるという場合、これを昇格と申すのでご
ざいまして、この昇格の場合には、たとえば六等
級のある金額の人が五等級に変わりますときに
は、同じ金額のところへ変わりますか、あるいは
同じ金額のすぐ上に変わるということになってお
るのでございまして、ただいま申しました三等級
の一と四等級の一、五等級の一には、どうも昇格
のときにそこに行くことがない。これはどうい
うことかと申しますと、きわめて技術的な問題にな
るのでございまして、一般職の昇格期間の関係
で、早くそこへ行こうとすると、やっやうと
すると、期間が足りなくて、しばらく様子を見て
いて、そこへ行こうとすると、期間がおそ過ぎる
というふうな、妙な号俸が三つあったようござ
います。そこで、いままではどうしてあったかと
申しますと、結局しばらく待ちまして、各一号を
すっ飛ばして三号へ行く、こういうようなことが
ありまして、実際問題として三の一号、四の一
号、五の一号が使われたことがない。そこで、こ
れはもうやめてしまえというところで整理をされた
のでございまして、その結果、多少間差額が大き
なりまして、そこでこのよう大きなパーセン
テージになったというのでございまして。

○大竹委員 質問を終わります。

○大久保委員長 この際、おはかりいたします。両案に対する質疑はこれにて終了いたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○大久保委員長 これより討論に入る順序であります。別討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立総員。よって、両案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、おはかりいたします。

ただいま可決せられました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員長 これより請願の審査に入ります。今国会において、本委員会に付託されました請願は、境港市に人国管理事務所出張所設置に関する請願の一件であります。

これを議題といたします。請願の内容については、先ほどの理事会で御検討願ったところでありますので、この際、請願に

ついて紹介議員よりの説明聴取等は省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

これより採決いたします。本請願は採択の上内閣に送付するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、ただいま議決されました請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員長 なお、本委員会に参考送付されております陳情書は、外国人登録証明書の国籍欄書きかえに関する陳情書外五件であります。この際、御報告いたしておきます。

○大久保委員長 次に、閉会中審査申し出の件についておはかりをいたします。

すなわち、第五十一回国会内閣提出の刑法の一部を改正する法律案、第五十一回国会田中武夫君外十九名提出の会社更生法の一部を改正する法律案並びに裁判所の司法行政に関する件、法務行政及び検察行政に関する件、国内治安及び人権擁護に関する件、以上の各案件につきまして、閉会中もお審査を行ないたいと存じますので、この旨議長に対し申し出たいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

次に、閉会中における本委員会の審査または調査に關し、最高裁判所の長官またはその指定する代理者から出席説明の要求がありましたときには、そのつど委員会にはかることなく、その取り扱いを委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十六分散会

昭和四十一年十二月二十二日印刷

昭和四十一年十二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局